

役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号及び定款第32条第1項、第34条第5項、第35条第5項の規定に基づき、公益社団法人隊友会(以下「本会」という。)の役員(理事及び監事)、会長、顧問、相談役、参与、執行役(以下「役員等」という。)の報酬等の支給及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬及び特別手当並びに退職手当)

第2条 役員等は、無報酬とする。特別手当及び退職金は支給しない。

(費用弁償の額及び支払い)

第3条 役員等には、会議等へ出席する際に必要な交通費、弁当代等の実費を支払うことができる。

2 費用弁償の額は、一日につき千円を標準とする。ただし、遠隔地から理事会等へ出席するため、特別の経費を必要とする場合には、隊友会の旅費規程に準じてその費用を支給することができる。

3 支払いは原則としてその都度通貨で、直接役員等に支払うものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、役員等報酬等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、本会の設立登記のあった日(平成23年4月1日)から施行する。